

## 本別町指名競争入札に係る郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本別町が発注する指名競争入札の方法により契約しようとする工事並びに測量、調査及び設計業務（以下「工事等」という。）について、郵便による入札を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 郵便入札を実施する工事等（以下「対象工事等」という。）は、競争入札参加資格者の資格及び指名に関する規定第13条に規定する指名委員会の審議を経て、町長が決定する工事等とする。

(指名通知)

第3条 町長は、対象工事等については、本別町財務規則（昭和58年規則第9号。以下「規則」という。）第117条第2項に規定する指名競争入札通知において、次に掲げる事項も併せて通知するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の提出期日
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

(入札回数)

第4条 郵便入札に付した場合の入札回数は2回までとする。

(設計図書等の周知)

第5条 町長は、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）と入札方法を示したものを指名通知とともに周知するものとする。

2 前項の規定に基づく周知期間は、入札書等の提出期限の日までとする。

3 設計図書等に対する質問は、設計図書等に関する質問書（以下「質問書」という。）により受け付けるものとし、その受付期間は、通知の日から起算して5日間（休日を除く）とする。

4 工事担当課長は、前項の規定により提出された質問書について、質問者に対し速やかにFAXまたはメールにより回答するものとする。

(現場説明)

第6条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札保証金)

第7条 入札保証金の納付は、規則第108条第2号及び第3号の規定により免除するものとする。

(入札書等の郵送方法)

第8条 入札者は、入札書及び入札金額に対応した工事費内訳書（以下「入札書等」という。）に必要事項を記入し、記名押印の上封筒に入れ、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、指名通知に示す日を指定して配達日指定郵便で郵送しなければならない。

2 前項の規定による郵送は、次の方法によるものとする。

(1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書等を中封筒に入れ、封かんの上、中封筒の表に入札者の名称、工事等番号、工事等名、入札日を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書等を封入した中封筒を入れ、外封筒の表面に入札者の商号又は名称、工事等番号、工事等名、入札日、担当者、担当者連絡先（電話番号及びFAX番号）及び入札書等在中の旨を記載のこと。

(入札書等の提出期日)

第9条 入札書等の提出期日は、別に定める場合を除き入札日の前日（その日が休日にあたるときは、その前日）とする。

(入札書の保管等)

第10条 町長は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封し、中封筒の表面記載事項を確認し、中封筒を未開封のまま施錠できる保管場所において厳重に保管するものとする。

2 到着した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。

(入札の無効等)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 同一の入札者が2通以上の入札書を提出した入札

(2) 入札書に記名押印のない入札

(3) 入札金額を訂正している入札

(4) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

(5) 第8条に規定する郵送方法によらない入札

(6) 第9条に規定する提出期日以外の日に到達した入札

(7) 明らかに不正によると認められる入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

2 最低制限価格を下回る入札は、失格とする。

(開札)

第12条 開札は、指名通知に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、公開とする。

3 町長は、開札に当該入札事務に関係のない1人以上の職員を立ち合わせるものとする。

4 町長は、開札したときは、直ちに入札書及び中封筒の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札者及び当該理由を読み上げるものとする。

5 町長は、前項の確認を行った後、無効又は失格の入札を除き、最低入札価格となっている入札者名及び入札金額を読み上げるものとする。

(再度入札等)

第13条 開札の結果、落札に至らない場合は、初度の入札者で再度入札を実施することとし、日時等は別途通知する。ただし、第11条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできない。

(同価入札の取扱い)

第 14 条 町長は、最低価格の入札者が複数あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。

2 前項のくじは、第 12 条第 3 項の規定により当該入札の立会者となっている職員が行うものとする。

(落札者の決定)

第 15 条 町長は、落札者を決定したときは、開札後速やかに当該落札者に電話等確実な方法により通知しなければならない。

2 落札者以外の入札者への落札者決定の通知は、工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表基準（平成 13 年基準第 1 号）の規定により当該入札結果の公表をもってこれに代えるものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、郵便入札の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要領は、令和 2 年 5 月 1 1 日から施行し、同日以降に執行する入札について適用する。